

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
15	長谷川祐司（4）	<p>1. 富士市内を流れる河川の日々の管理状況について</p> <p>昨年、発生いたしました、西日本豪雨によって河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、死者・行方不明者が200人を超える甚大な被害となりました。</p> <p>このことから、全国で新たな警戒レベルの導入がされ、富士市でも本年6月より実施されております。</p> <p>既に、他市におきましては6月以降に警戒レベル5が発令されるなど、本年も大雨、豪雨で河川の氾濫、洪水などの報道が頻繁に放送され、衝撃的な映像も目にいたしております。</p> <p>この警戒レベルは、大雨、豪雨による氾濫・洪水・土砂災害といった迫りくる危険に対し、市民へ避難行動を促すため、市長が発令いたします。</p> <p>その警戒レベルに応じ、各自それぞれが判断し行動に移していただくものと認識しております。</p> <p>富士市では、洪水予報河川・水位周知河川として富士川、潤井川、沼川、小潤井川があります。この4河川とそれ以外の河川の日ごろの管理について質問いたします。</p> <p>(1) 富士市を流れる河川にも富士川などの一級河川、静岡県が管理する河川とそれ以外の富士市として管理する河川に分かれていると聞いております。</p> <p>そこで、警戒レベルを発令する側として、静岡県の管理する河川であっても本来の水量を安全に流せる河川が維持管理されているかを富士市が管理する河川と同様に把握できているかお聞きいたします。</p> <p>(2) 今後、これまで経験したような豪雨が市内を襲った際、氾濫のおそれのある河川があるのかお聞きいたします。</p> <p>2. 富士市職員の防災避難訓練及び市民が来庁しているときの避難誘導訓練の実施状況について</p> <p>先日、9月1日は防災の日と位置づけ、富士市では昭和54年からこの日に各自主防災組織単位での総合防災訓練が実施されております。私も地元の訓練に参加させていただきました。本年は日曜日ということもあり、例年に比べ参加者が多かったように感じています。</p> <p>以前より他県に比べ静岡県の各市町では、予測される東海地震により充実した訓練が実施されているとのこと。本年も各自主防災組織ごと訓練内容を変えるなどしていろんな想定を踏まえて実施していただいております。これも、いつどこで災害が発生するかわからないということから、富士市が9月1日を防災の日として曜日にかかわらず実施している背景も、このことからだと思います。</p> <p>9月1日の防災の日が平日の際には、多くの市民が各地域での総合防災訓練に参加できませんが、各会社や職場単位で実施している防災避難訓練へ参加されています。</p> <p>いろんな想定での訓練を実際に行うことが大切と感じております。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
15	長谷川祐司（4）	<p>そこでお伺いたします。</p> <p>(1) 有事の際に備え、市の職員の防災難訓練及び市民が来庁しているときの避難誘導訓練も重要かと思いますが、過去にこれらの訓練を実施されているのでしょうか。</p> <p>(2) 市の職員及び市民の大切な命を守るために、職員1人1人に各自のとるべき行動は周知されているかお聞きいたします。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
16	小池 義治（10）	<p>1. 富士市をホームタウンとするプロスポーツチームを誘致してはどうか</p> <p>本市には、野球・サッカー・バスケットボール・バレーボールなどの国内最上位リーグのチームが本拠地として使用するための要件（主に観客席数）を十分に満たす施設がない現状だが、2024年を完成予定とする富士市総合体育館は、プロスポーツチームのメインアリーナとしての要件を満たすことが期待される。</p> <p>スポーツチームのホームタウンとなることは、市民がスポーツ観戦を身近に楽しめるだけでなく、交流人口の増加、雇用創出、シティプロモーション効果など、多くのメリットが見込める。</p> <p>昨年6月に示された富士市総合体育館整備基本構想には目標として、「競技スポーツと生涯スポーツが両立する多機能型施設」、「スポーツを通じた観光交流の場」とあり、過去に富士市議会においても「プロスポーツの試合の誘致も視野に入れております。」という答弁がされている。</p> <p>総合体育館の設計・建設にかかる前の現段階から、本市をホームタウンとするスポーツチームの誘致活動を進めることでチームがどのような施設を求めているかの情報を集め、将来的にホームアリーナとなることを前提とした設計としてはどうか。</p> <p>以下、質問する。</p> <p>(1) バスケットボールのB1リーグは加盟要件として、ホームタウンを定めた上で、主催試合の8割以上を観客席5000席以上のホームアリーナで開催することを求めている。本市の総合体育館が、B1リーグのホームアリーナ基準に合致することは可能であるか。</p> <p>(2) 総合体育館は、バレーボール、卓球、ハンドボール、バドミントン、フットサル等の国内最上位リーグのホームアリーナ基準要件を満たすことが可能であるか。</p> <p>(3) 庁内に直ちに、「（仮称）プロスポーツチーム誘致プロジェクト」を発足させてはどうか。</p> <p>2. 敬老会の予算を高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりのために振り分けてはどうか</p> <p>近年、高齢者ドライバーの交通事故が増加しているが、本市では平成30年度より、高齢者が運転免許証を自主返納した際に、市内の公共交通機関で利用可能な5000円分の共通回数券を返納後、1回に限り交付している。この事業や運転経歴証明書発行などを含む高齢者運転免許証返納支援に係る平成31年度予算額は568万円余となっている。</p> <p>一方で、毎年9月に開催されている敬老会の経費及び77歳、80歳、90歳、99歳の方にお渡しする敬老祝い金、米寿記念品、100歳の方への長寿祝い金などの敬老事業には、約3万人の対象者に1人当たり約4000円の公費が支出されており、これに</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
16	小池 義治（10）	<p>係る平成31年度予算額は1億1770万円余となっている。</p> <p>高齢者運転免許証返納支援事業と敬老事業の予算額の間には20倍以上の開きがあるが、多年にわたり社会に尽くしていただいた高齢者に報いるべき予算配分をゼロベースで考えた時に、より強化すべきは高齢者運転免許証返納支援ではないだろうか。</p> <p>本市の公共交通網が貧弱なことで高齢者は運転免許証を手放しがたく、高齢者やその家族、地域住民は交通事故の不安を抱えており、数年後には団塊の世代が後期高齢者となる時代を迎えるに当たって、この対策は急務となっている。</p> <p>例えば、タクシーを含む公共交通機関で利用可能な共通回数券を、希望する高齢者に毎年発行するといった年間1億円規模のインパクトある事業を行えば、年に一度の敬老会で祝い金や食事を提供するよりも、高齢者の暮らしの充実につながると思う。</p> <p>敬老事業を、米寿や百寿のお祝いのみにするなど縮小または廃止し、高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりの予算に振り分けてはどうか。市長の見解を伺う。</p> <p>3. パートナーシップ宣誓制度の創設について</p> <p>平成27年6月定例会の一般質問において、同性カップルが婚姻に相当する関係であることを公的証明するパートナーシップ宣誓制度の創設について問うたところ、「パートナーシップ証明書制度については考えておりませんが、まずは多様性を認める土壌の形成に向け、言葉の周知や差別の撤廃に向けた意識啓発に努めてまいります。」との答弁がされている。</p> <p>それから4年以上が経過する間、札幌市、福岡市、大阪市、千葉市などの政令市、県の単位での茨城県を含む、20以上の自治体で既に制度が開始され、県内でも浜松市などが導入に向けた検討をしていると報じられている。</p> <p>先行して制度を始めた自治体においてパートナーシップ証明書は、公営住宅の同居親族の申し込みや、公立病院での家族同様の扱いのための証明書などに使われているほか、民間企業が行っている携帯電話の家族割引や生命保険の受け取りなどの証明書としても使われるようになってきている。</p> <p>富士市男女共同参画条例の基本理念である、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人の能力を発揮する機会が確保され、個人として人権が尊重されることを達成するためには、本市においてもパートナーシップ宣誓制度を創設すべきと考えるが、市長の見解を伺う。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
17	小沢 映子（27）	<p>1. 障害者優先調達推進法について</p> <p>障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要となる。</p> <p>このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要である。</p> <p>このような観点から、平成25年4月1日から施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものである。</p> <p>同年、調達の推進に関する基本方針が閣議決定された。</p> <p>富士市でもこれに基づき、障害者就労施設等からの物品調達方針が策定されている。そこで以下質問する。</p> <p>(1) 障害者優先調達推進法の対象となる施設と、物品調達の内訳と推移を伺う。</p> <p>(2) 静岡県は前年度を実績で上回るとの目標を示し、「1所属1発注」を掲げ、平成30年度では17.8%増の6400万円であった。富士市での調達目標や方針があれば伺いたい。</p> <p>(3) 物品や役務のマッチングが課題になると考えられるが、どのような方策をとっているのか。</p> <p>2. 教育機会確保法と夜間中学について</p> <p>夜間中学とは、公立の中学校の夜間学級のことをいう。戦後の混乱期で義務教育を終了できなかった人や、さまざまな理由から本国で義務教育を終了せずに日本で生活を始めることになった外国籍の方など多様な背景を持った人たちが一生懸命学んでいる。</p> <p>平成27年8月、文部科学省は方針を変え、義務教育を卒業した人の再入学を認めることになったため、最近では、学校の配慮から形としては中学校を卒業していても不登校や虐待などの理由で十分に通うことのできなかった人たちの学び直し場としての役割も期待されるようになった。</p> <p>平成27年度、静岡県は国の委託事業を受け、中学校夜間学級についての検討委員会を設け、富士市教育委員会からも委員を出したが、問い合わせがないためニーズが見えないとの理由で、夜間学級設置を見送っている。</p> <p>その後、平成29年に初めての不登校の児童生徒に関する法律、「教育機会確保法」が施行され、夜間中学の期待はますます大きくなった。申請をすれば、卒業していない不登校の児童生徒も通学できる道が開かれることになった。そこで以下質問する。</p> <p>(1) 令和元年7月、県が市町の教育担当を集めて調査結果を踏まえた夜間中学についての説明があったと思うが、その内容を教えていただきたい。</p> <p>(2) 夜間中学の検討から3年以上経過し、その間、教育機会</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
17	小沢 映子（27）	<p>確保法も施行され、夜間中学の必要性が改めて注目されている。富士市での新たな見解を伺いたい。</p> <p>(3) 県は個別の聞き取り方式で、対象と思われる県民108人に調査している。富士市では県のように夜間中学のニーズ調査をする考えはないのか。</p>	<p>市 長 及 び 教 育 長 担 当 部 長</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
18	鈴木 幸司（12）	<p>1. 富士市経営塾を開講してはどうか</p> <p>本年8月6日、富士教育会館において、人を大切にする経営学会会長の坂本光司氏を講師に招いたセミナーが開かれ、私も恩師の話を傍聴させていただいた。</p> <p>その帰り際に坂本先生から渡されたのが、本年10月から伊東市に立地する企業のよりよい経営人材を育てることを目的に、市と、人を大切にする経営学会が共催する「第1期伊東市ビジネススクール（伊東市経営塾）」の案内だった。聞くとところによれば、同様の取り組みは、既に島田市で2年前から行われているとのことである。</p> <p>富士市中小企業及び小規模企業振興基本条例の前文には「中小企業及び小規模企業（以下、「中小企業等」という。）が発展していくためには、中小企業者等が経営の向上に努めるとともに、地域社会全体が中小企業等の振興の重要性を理解し、支援することが必要である」と書かれており、同条例第4条第2項には「必要な体制を整備するとともに、必要な財政措置を講ずるものとする」と、市の責務が示されている。今回の質問は、この中小企業等振興基本条例にのっとり、富士市でも同様の施策を講じることはできないか伺うことを目的とする。</p> <p>富士教育会館における講演では、「ESなくしてCSなし（従業員満足度なくして顧客満足度なし）」という坂本先生の持論が、富士市の教育者の皆さんにどう受けとめられるのか、興味深く聞いた。</p> <p>案の定、質疑応答の中で「人を大切にする会社は残業時間が少ないと思いますが、教員の残業時間を減らすにはどうすればよいでしょうか」という質問が出された。先生は教員の多忙な状況を認めた上で、丁寧に回答なさっていたので、後ほど紹介したい。</p> <p>従業員を経営資源として捉えるのではなく、マニュアルどおり、言いなりに動く道具、つまり従業員を資産ではなくコストとして捉えるブラック企業のほうが業績を伸ばすという現代社会の風潮があるのは事実だろう。多くの若者たちが富士市には希望する会社がないと言って、都会に就職先を求めて出て行き、結果としてその都会というすり鉢の中ですり潰されるという現状を、私たちはこの目で見てきた。よりよい職場を求めて転職を重ねたはずが、その結果として若者たちの4割が非正規雇用に落ち込んでいるというのが現代日本の実情だ。</p> <p>坂本先生はそうした風潮に異を唱え続けている。地域の雇用を守れず、より安い労働力を求めて海外に出ていく企業には未来はないとまで言う。今こそ、地方都市の中小企業の力で、地域の雇用を生み出す方策を考えるべきだと私は思う。</p> <p>日本学生支援機構の調査では、奨学金返済の延滞者は第一種、第二種合わせて全国で33万6000人、延滞額の合計は854</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
18	鈴木 幸司（12）	<p>億円に上っている。富士市には、若い世代の人口確保及び中小企業等の人材確保を図るため、従業員の奨学金の返還を支援する中小企業等に対して、その9割を補助する制度があるが、その活用状況も合わせて、順に以下のように質問する。</p> <p>(1) 8月の富士教育会館でのセミナーはどういう目的で開講されたのか。また受講された方々の反応はどうだったか。</p> <p>(2) 昨年度は予想の3分の1程度の利用しかなかった、人材アシストU-30の本年度の活用状況はいかがか。</p> <p>(3) 現在、富士市中小企業及び小規模企業振興基本条例に基づいて行われている、市内の企業経営者・後継者もしくはこれから創業しようとしている人たちへの支援にはどのようなものがあるのか。</p> <p>(4) 島田市や伊東市のような、求職者や顧客が殺到する魅力的な企業づくりを支援するための経営塾の開校を、富士市も支援する考えはないか。</p> <p>2. 明治29年以来の民法の大改正について</p> <p>平成29年12月20日に、「民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成29年政令第309号）が公布され、改正民法の原則的な施行期日は、令和2年4月1日とされた。改正民法においては、「定型約款に関する規律」、「瑕疵担保責任の廃止・契約不適合性の重視」、「消滅時効制度の見直し」、「法定利率の見直し」、「保証制度の見直し」、「不動産賃貸借契約における敷金の返還や原状回復義務の明確化」等の、実に約120年ぶりという大改正となった。</p> <p>建物や土地などの賃貸借契約や、富士市が発注する工事請負契約などにも大きな影響が出ると思われるが、どこがどう変わるのか、富士市の準備状況を含め、順に伺っていきたい。</p> <p>(1) 民法改正によって、市と市民の関係、例えば市が取り扱う契約書類において、どのような影響が出ると予想されるか。</p> <p>(2) 民法改正を半年後に控え、市では現在どのような準備をしているのか。</p> <p>(3) 公共工事の履行保証制度への影響はあるのか。</p> <p>(4) 改正民法施行前に工事請負契約がされたものでも、例えば完成引き渡しが行われるような場合は、契約書の見直しが必要となるのか。</p> <p>(5) 瑕疵担保責任の廃止によって、公共工事の請負者側に過重な負担とならないような配慮が必要であると思われるが、例えば契約書の内容や契約約款等の変更は、発注者側の優越的地位の濫用とならないよう慎重に行われるべきと考えるがいかがか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
19	下田 良秀（5）	<p>1. 富士市の買い物弱者に対する対応と立地適正化計画における地区設定や市街化調整区域における地区計画による地域活性化について</p> <p>現在、我が国では、全国的な人口減少や高齢化、単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街や中小の個別店舗の衰退等により、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる方（いわゆる、買い物弱者、買い物難民、買い物困難者）がふえてきており、食料品アクセス問題としても社会的な課題になっています。国のさまざまな調査によると全国の買い物弱者の推計値は700～800万人程度とされており、今後さらにふえ続ける見通しとなっております。</p> <p>買い物弱者問題は一過性の対策で解消されるものではないことから、商店や地域交通、介護、福祉などさまざまな関係者や分野が関係する問題であり、国や地方公共団体の関係部局が横断的に連携し、民間企業やNPO、地域住民等の多様な関係者と連携・協力しながら持続的、効果的に取り組んでいくことが重要とされています。</p> <p>我が市においても生鮮品販売店舗等の商店の存在しない地域が発生してきており、対岸の火事ではなく何らかの対策を考えていかねばならない時期になってきていると考えています。</p> <p>一方で、地域の活性化やにぎわいづくりにも関係してくることであります。富士市集約・連携型都市づくり推進戦略が策定され、立地適正化計画における地区設定では人口が減少しても暮らしの質を維持し、今後の市街地のあり方にメリハリをつけるものとしています。</p> <p>また、市街化調整区域における地区計画の導入により、地域特性に合った柔軟な土地利用を推進し、既存集落地等に住み続けることができる環境形成を図ることとしています。</p> <p>そこで以下質問いたします。</p> <p>(1) 富士市における買い物弱者に対する取り組みや今後の展望について</p> <p>(2) 富士市集約・連携型都市づくり推進戦略が策定された中、立地適正化計画における地区設定や市街化調整区域における地区計画による商店誘導等の買い物弱者対策や地域活性化、にぎわいづくりについてどうお考えか。</p>	市長 及び 担当部長